

## 松江市手話言語条例[仮称]の制定について(進捗状況報告)

## 1 手話言語条例とは

- 手話が独自の文法を持つ「言語」であるという認識の下、手話への理解と普及に関する基本理念を定め、市・市民・事業者の役割等を明らかにするとともに、手話理解や普及に資する施策を推進するための基本的事項を定める条例。
- ろう者や難聴者など、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利を尊重し、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【全国の制定状況 令和6年2月時点】

・都道府県：36/47 ・市区町村：477/1,747（県内では、出雲市と益田市が制定済み）

## 2 本市における検討の状況(令和5年度)

- 条例の制定に向け、当事者団体（特定非営利活動法人松江市聴覚障害者協会）と障がい者福祉課で「条例の文面」や「実施する施策」等について協議。

	開催時期	主な協議内容
第1回	令和5年6月	今後のスケジュールや協会と市、双方の役割について確認
第2回	令和5年8月	条例の素案作成に向けた条文内容の協議（1回目）
第3回	令和5年11月	条例の素案作成に向けた条文内容の協議（2回目）
第4回	令和6年1月	条例制定後に実施する施策案の意見交換（1回目）
第5回	令和6年2月	条例制定後に実施する施策案の意見交換（2回目）

## 3 条例素案の構成について(現段階)

項目	内容
前文	条例制定の背景や理由等を記載。
第1条	(目的)条例制定の目的を定める。
第2条	(定義)条例の中で用いる用語の定義を定める。
第3条	(基本理念)条例の目的を実現するための基本的な理念を定める。
第4条	(市の責務)市の責務を定める。
第5条	(市民等の役割)市民、ろう者の役割を定める。
第6条	(事業者の役割)事業者の役割を定める。
第7条	(施策の推進)市が推進すべき手話に関する施策を定める。
第8条	(意見の聴取)施策の推進に当たり、市はろう者や関係機関から意見を聴取すること等を定める。
第9条	(委任)条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めることを定める。

## 4 今後のスケジュール(予定)

- 松江市聴覚障害者協会とは、条例の制定に向け協議継続。
- 令和6年8～9月頃にパブリックコメント募集を実施。  
…パブリックコメント募集実施前に、松江市障がい者福祉専門分科会及び松江市障がい者差別解消推進委員会に条例案を提示し、ご意見を伺います。
- 令和6年11月議会での条例(案)提出。